

新着メッセージが届いています。

「算定・点検に係る厚生労働省からの新着通知をお知らせします。」

「Nichii Post Information」では、医療機関や医療従事者の皆様の診療行為・診療報酬請求に欠かせない医療制度に関する情報、改定情報、DPC や新規取載等、主に厚生労働省から発表された医療事務に関する最新情報をお届けします。より良い医療サービスの提供の一助となりますと幸いです。

## 記

### 1. 新着情報の通知について

算定や点検に係る情報が厚生労働省などのホームページに掲載されましたのでお知らせ致します。各通知の詳細については、URL・QRコードからご確認ください。

#### (1) 令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて(その2)(令和6年1月12日事務連絡)

- ①令和6年能登半島地震に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについての事務連絡である。
- ②別紙1及び別紙2並びに別紙3に掲げる健康保険組合等若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、その他の要件も満たす者が一部負担金の支払い猶予の対象となる。
- ③対象となる健康保険組合等については随時更新されているので、最新の情報を厚生労働省ホームページから確認すること。
- ④取扱いの期間は令和6年4月末までである。(取扱いの期間は、今後の状況によって延長する可能性があるため、注意すること。)

#### 【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/content/001189987.pdf>



②<https://www.mhlw.go.jp/content/001189985.pdf> (別紙1及び別紙2の最新情報)



③<https://www.mhlw.go.jp/content/001189986.pdf> (別紙3：対象となる共済組合等の最新情報)



④<https://www.mhlw.go.jp/content/001189284.pdf>

(参考：令和6年1月11日事務連絡「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」)



(2) オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について（その5）（令和6年1月12日事務連絡）

- ①1月7付の事務連絡で指定された地域において1月14日まで延長されたオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化について、一部地域の医療機関・薬局についてアクティブ化範囲に加えるとともに、当該地域以外の地域の医療機関・薬局については、令和6年1月14日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了する事務連絡である。
- ②アクティブ化の期間は 令和6年2月14日まで である。

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/content/001189980.pdf>



②<https://www.mhlw.go.jp/content/001189978.pdf>

（参考：令和6年1月12日事務連絡「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について（その3）」）



③<https://www.mhlw.go.jp/content/001189979.pdf>

（参考：令和6年1月12日事務連絡「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について（その4）」）



(3) 令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（その3）（令和6年1月12日事務連絡）

- ①令和6年能登半島地震に関連する診療報酬等の取扱いについての疑義解釈である。
- ②オンライン診療の医師の研修要件及びDPC調査事務局へのデータ提出期限の取扱いについて記載されている。

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/content/001189989.pdf>



(4) 令和6年能登半島地震における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院手続について（追加）（令和6年1月12日事務連絡）

- ①1月5日付の事務連絡「令和6年能登半島地震における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院手続について」に関する追加の事務連絡である。

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/content/001189970.pdf>



## 2. 【参考】情報掲載先について

掲載先の URL・QR コードについては、厚労省ページにて内容に不備等があった際、更新されページが変更される場合がございます。その場合は以下 URL 先よりご確認頂けると幸いです。

- (1) 「(1)」は「令和6年能登半島地震」で被災された方々の医療機関等での窓口での支払いは不要です」  
(厚生労働省)

### 【掲載先】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37331.html)



- (2) 「(2)」～「(4)」は 「石川県能登地方を震源とする地震について」(厚生労働省)  
／ 通知・事務連絡等

### 【掲載先】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37199.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37199.html)



以上